

2025 年 6 月 17 日

各 位

会社名 株式会社マツモト
代表者名 代表取締役社長 松本 大輝
(コード番号：7901 スタンダード市場)
問合せ先 取締役管理本部長 徳永 和敏
(TEL・093-371-0298)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2025 年 7 月 24 日開催予定の第 37 回定時株主総会に、下記の通り定款の変更について付議することを決議致しましたので、お知らせします。

記

1. 変更の理由

当社定款におきましては、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）および監査役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、第 27 条（取締役の責任制限）および第 37 条（監査役の責任制限）の規定を新設し、規定の新設に伴い条数の繰り下げを行うものであります。

なお、上記の条文の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

(下線部は変更箇所)

現行定款	変更案
第4章 取締役および取締役会 (新設)	第 4 章 取締役および取締役会 <u>第 27 条（取締役の責任制限）</u> <u>当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u>
第27条 ～ 第35条 [条文省略]	第28条 ～ 第36条 [現行どおり]
第5章 監査役および監査役会 (新設)	第5章 監査役および監査役会 <u>第 37 条（監査役の責任制限）</u> <u>当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u>

第6章 会計監査人 第<u>36</u>条 ～ 第<u>39</u>条 [条文省略] 第7章 計算 第<u>40</u>条 ～ 第<u>43</u>条 [条文省略]	第6章 会計監査人 第<u>38</u>条 ～ 第<u>41</u>条 [現行どおり] 第7章 計算 第<u>42</u>条 ～ 第<u>45</u>条 [現行どおり]
--	--

3. 変更の日程

- (1) 定款変更のための株主総会開催日2025 年 7 月 24 日
- (2) 定款変更の効力発生日2025 年 7 月 24 日

以 上